

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和元年度 湊町駅前東西線（東側）地下通路監視業務委託-2

2 契約相手方

鹿島建物総合管理株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する湊町駅前東西線の地下通路における安全・安心な歩行空間確保のため、エレベーターや監視カメラなどの電気設備の状態監視、並びに火災、不審者、不審物の早期発見を目的としているものである。

当該地下通路は、大阪市街地開発株式会社が管理する湊町リバープレイスと地下及び地上で接道していることから、地下通路に設置している監視カメラ等の各機器は、湊町リバープレイスが施設管理のため設置している防災センターに配備し、一括管理を行っている。

この設備機器の集中管理により防犯・防災等への迅速な対応が可能で、かつ人件費の削減による経済性も図れることから、現在、湊町リバープレイスの総合管理業務を受注している鹿島建物総合管理株式会社関西支社に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局道路部道路課（道路維持担当）

2

随意契約理由書

1 案件名称

市岡工営所保管高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）等含有廃棄物処分業務委託

2 契約相手方

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪 PCB 処理事業所

3 随意契約理由

本件は、平成 30 年度に市岡工営所敷地内 PCB 保管場所にある保管容器より PCB が滲み出していたため詰め替えを行ったことにより発生した、PCB により汚染された保管容器とオイルパン（以下「保管容器等」という。）について処分を行うものである。

汚染された保管容器等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により特別管理産業廃棄物に指定され、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づいて保管事業者が自らの責任において、令和 2 年度末までに適切に処分しなければならない。

処分にあたっては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が全国で唯一、法令に基づく許可を有する事業者であるが、保管容器等の処分は本市が存する区域である大阪の事業所でのみ受け入れているため、上記の相手方と随意契約を行うものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 企画部 工務課 道路公園設備担当

（電話番号 06 - 6615 - 6647）